

中小企業者等（事業所）用

令和 8 年度 新居浜市

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

（重点対策加速化事業）

事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の手引き



令和 8 年 6 月制定

新居浜市市民環境部環境エネルギー局

環境政策課

※本手引きは、中小企業者・個人事業主等（事業所）への太陽光発電設備導入補助に係る説明資料です。家庭（住宅）への太陽光発電設備導入補助に関しては、「個人向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の手引き」をご確認ください。

## <はじめに>

新居浜市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、令和５年度から令和１０年度までの６年間で、市域の脱炭素推進施策「あかがねのまちゼロカーボンシティにいはま エネルギー地産地消推進事業」を実施します。

本事業の一つとして、市内の中小企業者等事業所の太陽光発電設備導入費用の一部補助を行います。自家消費型の太陽光発電設備の導入を推進することで、各事業所から排出される温室効果ガスの削減に寄与するとともに、市域におけるエネルギーの地産地消の拡大につなげます。

## <注意事項>

申請を検討される前に、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付要綱を確認するとともに、次の点についてご確認ください。

- 交付申請の受付は、**令和８年７月１日（水）**からです。
- 太陽光発電設備の補助事業に**着手（契約の締結）する前の交付申請が必要です**。※設置業者との契約締結後に交付申請することはできません。
- 交付申請の締切は、令和８年１２月２５日（金）**です。
- 申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。
- 実績報告の締切は、令和９年１月２９日（金）**です。

実績報告の締切までに、太陽光発電設備の設置・支払を完了する必要があります。

**クレジット払いの場合、実績報告時までに、全額支払（全額口座引き落とし）が完了している必要があります。ただし、太陽光発電設備の所有権が交付申請者に移転している場合は除きます。**

- 固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）やＦＩＰ制度の認定は取得できません。**
- 国の補助金等の併用は原則不可ですが、**同一の補助対象設備でなければ併用可能な場合もあります**ので、随時ご相談ください。
- 太陽光発電設備により発電した電力量の**５０％以上を自家消費**する必要があります。
- 自家消費率を確認するため、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、市長から報告の求めがあった場合には、自家消費に関する報告書を提出してください。
- 補助金の交付を受けた設備を、法定耐用年数の期限内において廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。○導入した設備は、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

※ 法定耐用年数は１７年（太陽光発電設備）です。

## 1 補助の対象設備及び交付要件

### (1) 補助対象設備

太陽光発電設備（自家消費型）

### (2) 交付要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

#### ア 市内の中小企業者等の事業所又はその敷地内に設置するもの

※マンションやアパート等の賃貸住宅、店舗等との併用住宅、保養所及び寄宿舍等を含みます。

※中小企業者等とは、次の（ア）～（ク）のいずれかに該当する者をいいます。

（ア）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

（イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号に規定する団体

（ウ）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（エ）私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

（オ）医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

（カ）建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（マンション管理組合等）

（キ）税務署に開業届を提出し、法人を設立せず事業を営む個人事業主

（ク）その他、市長が特に必要と認める者

イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下2桁未満切捨て）が1kW以上の設備

ウ 商用化され、導入実績があるもの

エ 中古設備ではないこと

オ 既存設備の置換や増設でないこと ※ご不明な点についてはお問合せください。

カ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと

キ 補助対象設備について、国、地方公共団体等から補助金等を受けていない又は受ける予定がないこと

ク 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める交付要件を満たすこと

環境省 HP：<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken.pdf>

（抜粋）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款におい

て、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。

b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

補足 ♪：補助要件を満たしたうえで余剰電力が生じる場合、小売電気事業者等に相対・自由契約で余剰分を売電することはできます。

c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（i）をすべて遵守していることを確認すること。

（a）～（i）省略

e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

g 次の（a）～（b）のいずれかを満たすこと

（a）需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%）以上とすること。

補足 ♪：太陽光発電設備で発電した電力の50%以上を事業所で使用することが条件です。

**「(年間電力自家消費量見込み) / (年間発電量見込み) = 50%以上」**

年間発電量見込み、年間電力自家消費量見込みの数値については、施工業者等にお問い合わせいただくなどにより算出してください。

(b)省略

## 2 補助の対象者

補助の対象は中小企業者等、PPA 事業者又はリース事業者です。

次の要件を満たす必要があります。

### 【中小企業者等】

- (1) 実績報告時に市内に事業所を有する中小企業者等で、自らが事業を営む市内の事業所に自家消費型の太陽光発電設備を設置する中小企業者等

※次のア～カのいずれかに該当する者は**対象外**となります。

ア 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又はこの営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織若しくは団体

オ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者

カ その他市長が適当でないと認める者

- (2) **交付決定日（市が交付決定通知を出した日）以降**に太陽光発電設備の補助事業に**着手（契約）**し、**令和9年1月29日（金）までに実績報告書を提出**できる事業者

- (3) 市税を滞納していない事業者

- (4) 暴力団等の反社会的勢力でない又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないと認められる事業者

### 【PPA事業者又はリース事業者】

- (1) 中小企業者等（【中小企業者等】(1)の条件を満たす事業者）が事業を営む市内の事業所に自家消費型の太陽光発電設備を設置するPPA事業者又はリース事業者

- (2) 交付決定日（市が交付決定通知を出した日）以降に太陽光発電設備の補助事業に着手（契約）し、令和9年1月29日（金）までに実績報告書を提出できるP P A事業者又はリース事業者
- (3) 市税を滞納していないP P A事業者又はリース事業者
- (4) 当該事業所を営む中小企業者等が市税を滞納していないこと
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でない又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないと認められるP P A事業者又はリース事業者

### 3 補助金の額

**出力（kW）×5万円 ※補助額最大500万円**

出力は太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値で計算します（kW表示の小数点未満は切り捨て）。

詳細は交付申請書に添付する事業計画書様式をご参照ください。

### 4 受付

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所 市民環境部 環境エネルギー局 環境政策課 窓口

受付時間：市役所執務時間内の8時30分から17時15分まで

※土日・祝祭日は除く。

受付期間：令和8年7月1日（水）から令和8年12月25日（金）まで

### 5 交付申請

#### (1) 申請方法

新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付申請書（第1号様式）に、添付書類を添えて、市役所窓口へ直接提出するか、郵送により提出してください（インターネット等による申請は不可）。

#### (2) 提出書類

##### 【共通】

- ☐ 新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付申請書（第1号様式）

##### 添付書類

- ☐ ア 事業計画書
- ☐ イ 誓約書兼確認書
- ☐ ウ 登記事項証明書の原本（発行から3か月以内）（法人の場合）  
開業届出書（写）、青色申告の受理済み申請書（写）等（個人事業主の場合）

- ☐ エ 市税の滞納がないことが確認できる書類又は納税証明書（原本）
- ☐ オ 補助対象設備及びその内訳が記載された見積書等の写し
- ☐ カ 補助対象設備を設置する事業所の位置図
- ☐ キ 太陽電池モジュールの設置箇所を示すカラー写真
- ☐ ク 補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できる書類（カタログ等のコピー可）
- ☐ ケ 代理人選任届（申請者以外の方が申請手続を行う場合）
- ☐ コ 承諾書（自己の所有でない土地、建物に導入する場合）

【P P A又はリース事業者が申請する場合は、次の書類を併せて添付してください】

- ☐ サ 需要家の「イ 誓約書兼確認書」、「ウ 登記事項証明書の原本等」、「コ 承諾書」
- ☐ シ 契約書（案）、料金計算書等（法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できるもの）

## 6 交付決定

上記交付申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、概ね2週間以内に交付決定を行います。

**この交付決定を受けてから、着手（契約）してください。**

書類不備や内容に疑義がある場合は申請者へ連絡します。

## 7 変更（中止）・繰越承認申請

### （1）変更（中止）承認申請方法

交付決定後、補助事業内容を変更する場合、**変更部分の工事着手前に**、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）に、下記の書類を添えて、市役所窓口へ直接提出してください。

承認申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、変更を承認します。ただし、予算上限に達している場合、補助金額の増額は認められません。

補助事業を中止する場合は、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）に下記の書類（ウ、エを除く）を添えて、市役所窓口へ直接提出してください。

### （2）変更（中止）承認申請時の提出書類

- ☐ 新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）

添付書類

- ☐ ア 補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し
- ☐ イ 変更（中止）に至るまでの経緯等が確認できる書類

- ☐ ウ 変更内容を反映した事業計画書（中止の場合は不要）
- ☐ エ 変更契約書（案）又は見積書の写し（中止の場合は不要）
- ☐ オ その他、市長が必要と認める書類

### （３）繰越承認申請方法

やむをえない事情により補助事業が令和９年１月２９日（金）までに完了し難く、翌年度に繰り越す必要があるときは、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金繰越承認申請書（第５号様式の２）に下記の書類を添えて、市役所窓口へ直接提出してください。

### （４）繰越承認申請時の提出書類

- ☐ 新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金繰越承認申請書（第５号様式の２）

#### 添付書類

- ☐ ア 補助金交付決定通知書（第２号様式）の写し
- ☐ イ 完了予定年月日変更に至るまでの経緯等が確認できる書類
- ☐ ウ 完了予定年月日変更を反映した事業計画書
- ☐ エ その他、市長が必要と認める書類

## ８ 実績報告

### （１）実績報告方法

新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金実績報告書（第６号様式）に下記の書類を添えて、市役所窓口へ直接提出してください。

### （２）提出書類

- ☐ 新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金実績報告書（第６号様式）

#### 添付書類

- ☐ ア 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- ☐ イ 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収明細書の写し又はこれに代わる写し

※領収書の宛名は交付申請者と同一であること。

※領収明細書は補助対象設備の明細（各設備のメーカー名、型番、金額、工事費等）が明記されていること。

※領収書明細書に代わる写しの例：請求書または見積書のコピーなど

#### 【ローン・クレジット払いの場合】

次の書類を提出してください（ローン払いの場合は②、③は不要です。）。

- ①太陽光発電設備の所有権が交付申請者に移転していることが分かる資料（例：ローン契約の約款 等）のコピー
- ②クレジットカード利用明細書のコピー

③通帳のコピー（申請者氏名と口座番号が分かる箇所、口座引き落とし箇所）

**※クレジット払いの場合、実績報告時までに、全額支払（全額口座引き落とし）が完了している必要があります。ただし、太陽光発電設備の所有権が交付申請者に移転している場合は除きます。**

- ☐ ウ 工事完了証明書
- ☐ エ 太陽光発電設備の保証書の写し
- ☐ オ （余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し
- ☐ カ 太陽電池モジュールの製造番号表
- ☐ キ 太陽電池モジュール設置前、設置中及び設置後のカラー写真
- ☐ ク パワーコンディショナーの設置状況や銘板が確認できるカラー写真

【オンサイト P P A 又はリースの場合、次の書類を併せて添付】

- ☐ ケ 契約書の写し
- ☐ コ 料金計算書（需要家の利用料から補助金交付額相当分が控除されることが分かるもの）

（３）実績報告書の提出期限

**①補助事業完了の日から起算して３０日以内**

**②令和９年１月２９日（金）**

**上記①、②のいずれか早い日までに提出してください。なお、添付書類の発行遅延や工期遅延など、やむをえない事情により提出書類が揃わず実績報告が遅れる見込みの場合は、お早めにご相談ください。**

※補助事業完了の日とは、「工事完了日」又は「契約額の支払完了日」のいずれか遅い日です。

## ９ 補助金額の確定及び請求

（１）補助金額の確定

実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、確定通知書をお送りします。

（２）補助金の請求

確定通知を受けた日から３０日以内又は令和９年２月１２日（金）までのいずれか早い日までに、新居浜市事業者向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付請求書（第８号様式）を提出してください。

（３）補助金の交付

請求書の内容を審査後、補助金を交付します。

## 10 設備設置後の注意事項

### (1) 財産の管理及び処分制限

ア 補助金の交付を受けた設備は補助金交付の目的に従って適正に管理する必要があります。

イ 補助金の交付を受けた設備を法定耐用年数の期限内において廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

ウ 補助金の交付を受けた設備の処分に係る承認基準、財産処分納付金の額、その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）」に準ずるものとします。

エ 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。

### (2) 交付決定の取消し

虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

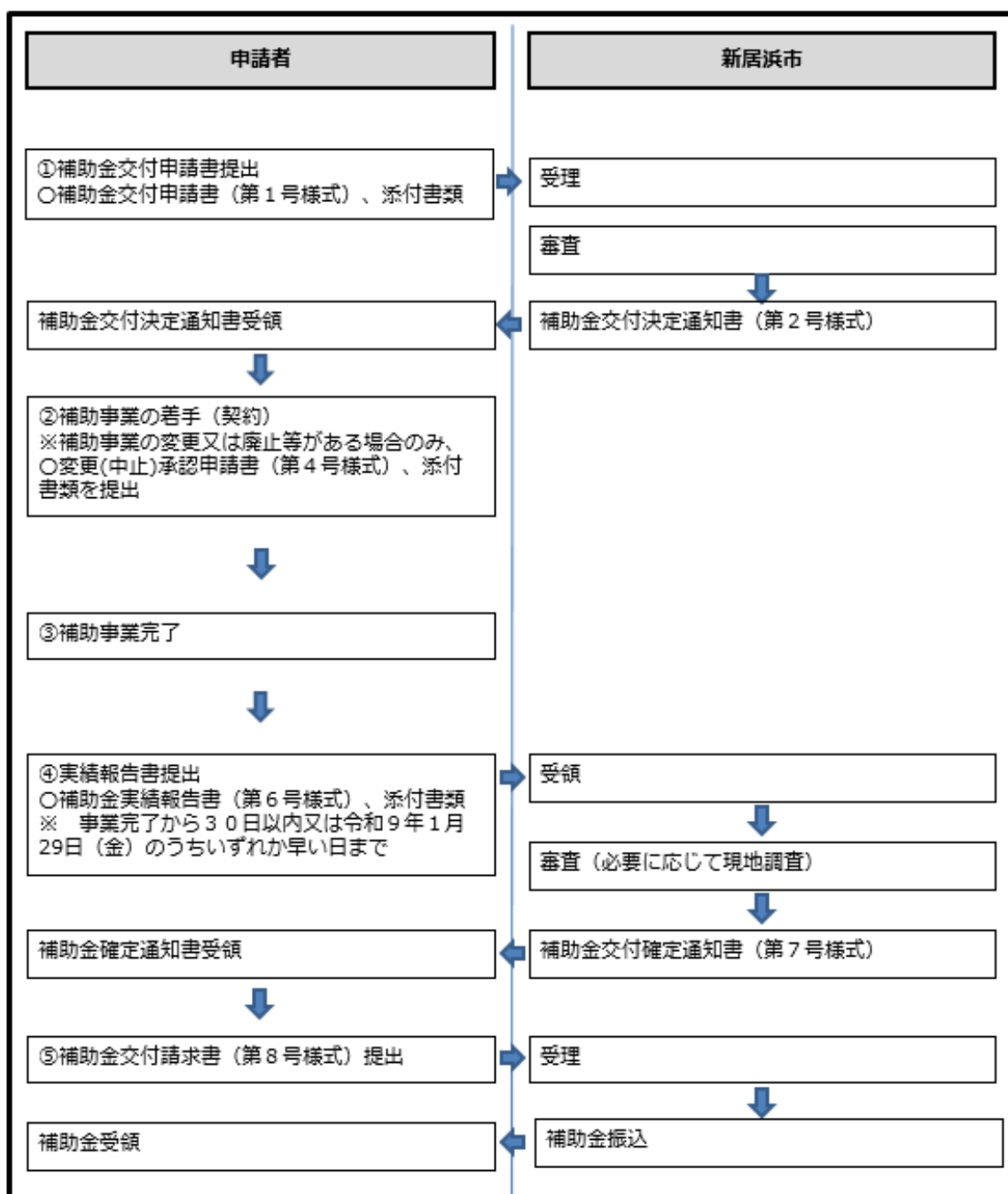
### (3) 調査等

太陽光発電設備の設置完了後、市長から交付決定者に対し、必要に応じて太陽光発電システムの売電量や自家消費量等に関する情報の提供その他の協力を求める場合があります。

### (4) 関係書類の保管

補助金の交付を受けた設備に係る帳簿及び関係書類を整備し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、財産のうち法定耐用年数を経過しないものに係る関係書類については、法定耐用年数を経過するまで保管してください。

## 11 補助金申請の流れ



## 12 お問い合わせ

新居浜市役所 市民環境部 環境政策課

所在地：〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL：0897-65-1512

FAX：0897-65-1255

E-mail：hozen@city.niihama.lg.jp